(第1面)

### 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月28日

京都市長 様

提出者

住 所 京都市東山区本町15丁目749番地

氏 名 京都第一赤十字病院

院長 大辻 英吾

(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-561-1121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき,令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	京都第一赤十字病院
事業場の所在地	京都市東山区本町15丁目749番地
事業の種類	83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画 に お け る 計 画 期 間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

# 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

		,						
	項目		目標値	項目	目標値			
排	出	量	269.80 t	全 処 理 委 託 量	269. 80 t			
	再生利用を理産業廃棄		t	優良認定処理業者への 処理 委託 量	269. 80 t			
	熱 回 収 を 理産業廃棄		t	再生利用業者への 処理 委託 量	t			
	間処理により減 理産業廃棄		t	認定熱回収業者への処理 委託 量	t			
海洋	埋 立 処 分 投 入 処 分 を 理産業廃棄	2 行う	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	269.80 t			

### 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量	前々年度	270.67	t
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前 年 度	244. 73	t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

電子マニフェストは導入すみ

特別管理産業廃棄物の収集運搬は株式会社エフアンドケイ、最終処分は光アスコン株式会社と委託契約すみ

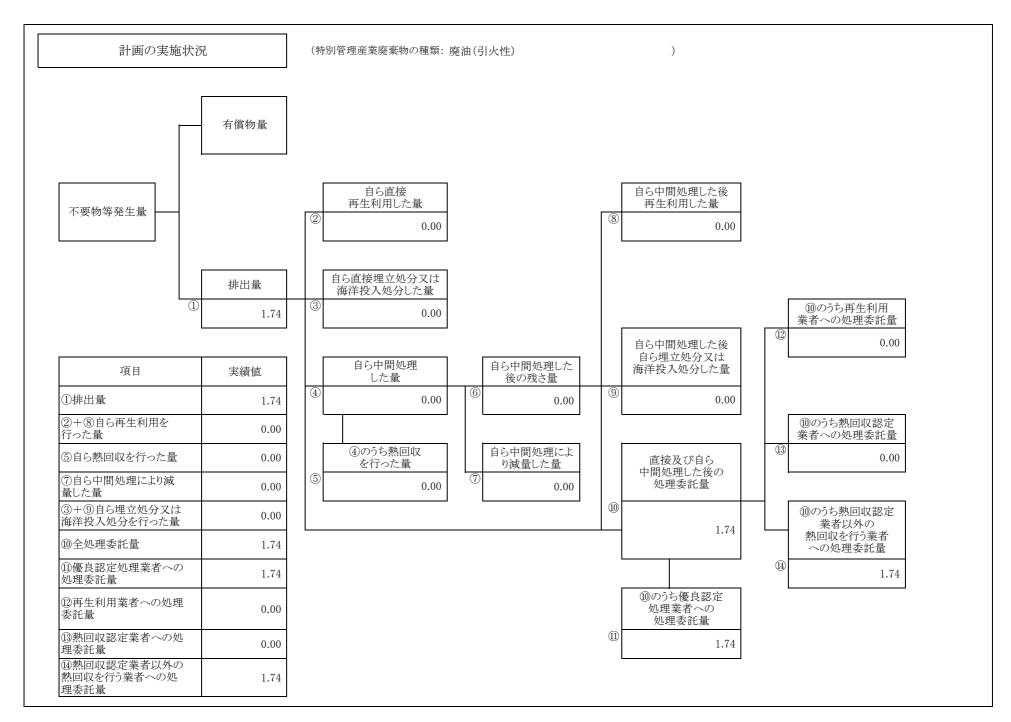
※事務処理欄

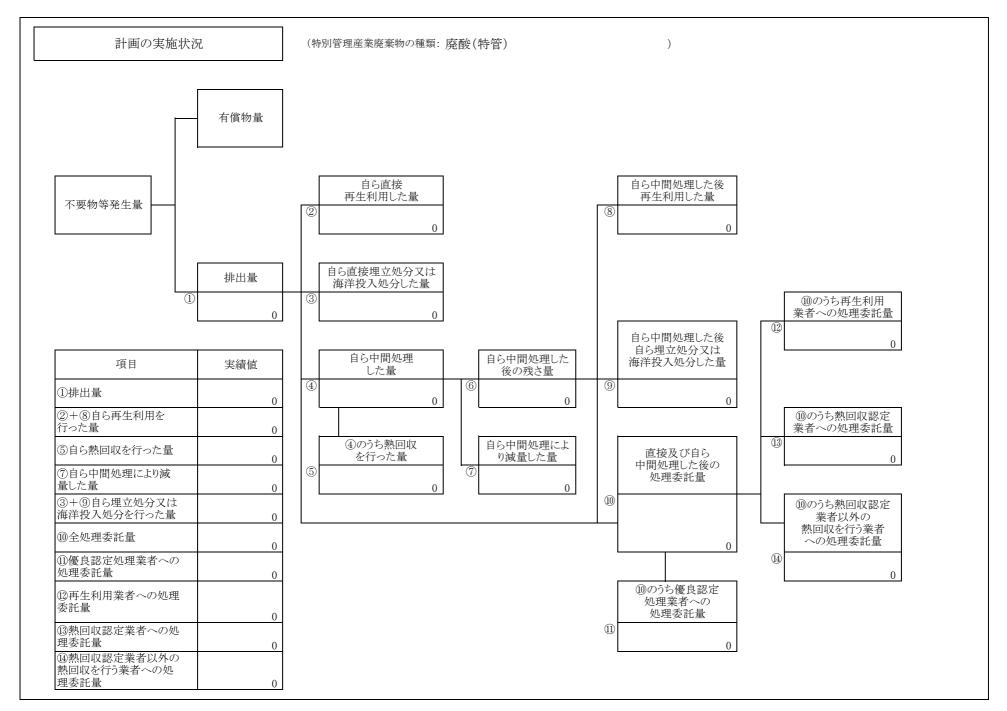
#### 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔集計用シート〕

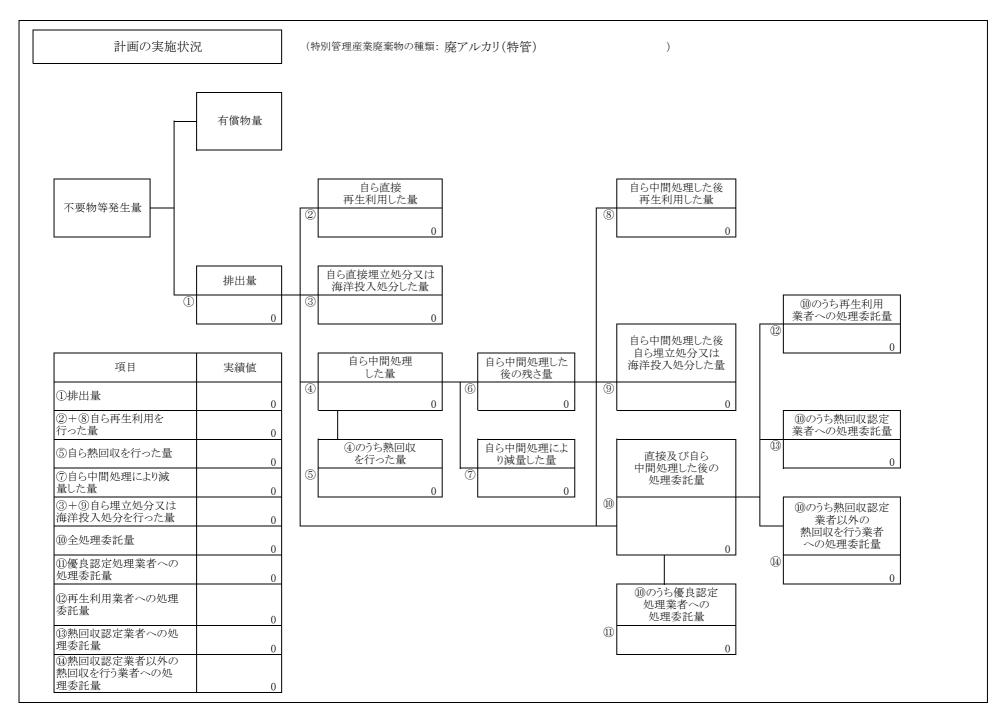
- ・ 特別管理産業廃棄物の種類ごと(排出したもの)に、①~⑯の各数値を記載してください。(自動で第2面に転記されます。)
- 下表にない特別管理産業廃棄物を排出した場合は、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
- ・ 行が足りない場合は、行を追加してください。(また、シートを追加して、第2面を作成してください。)

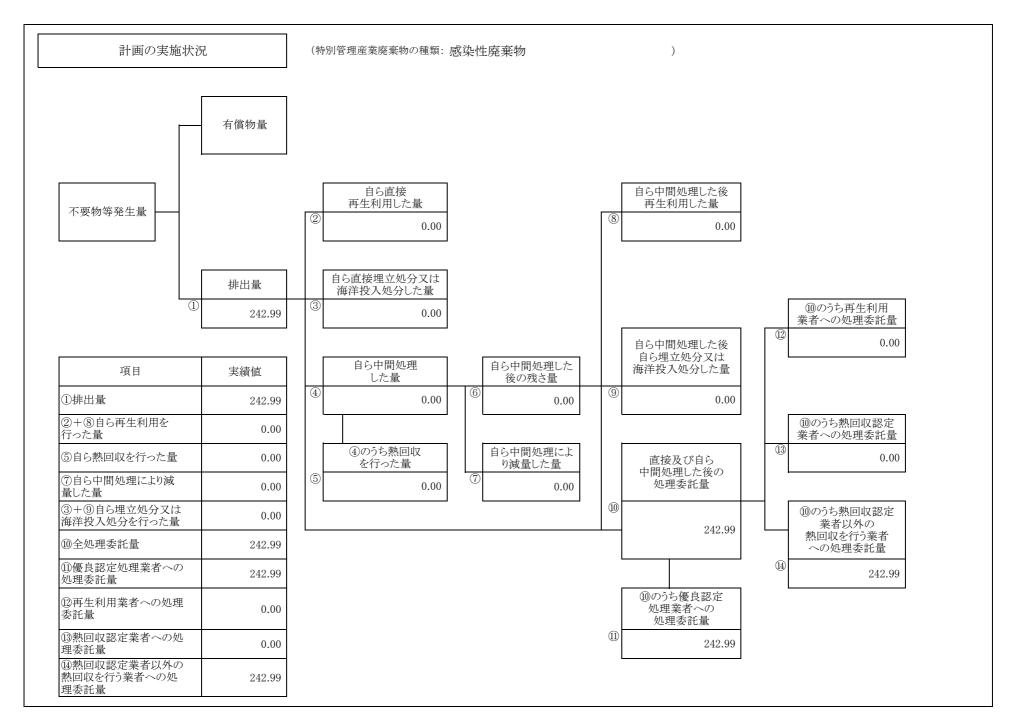
		â†	画 (	の実	施													
	①排出量	②自ら直接	③自己直接埋立	④自ら中間処理した量	⑤ ④のうち	⑥自ら中間処理	⑦自ら中間処理	⑧自ら中間処理	⑨自ら中間処理した後	⑩直接及び自ら	( () 1 - () - (2 - (3 - (4 - (6 - (8 - (9 - (1 + (9 + (9 + (9 + (9 + (9 + (9 + (9 +						2+8	3+9
特別管理産業廃棄物の種類		再生利用した量	処分又は海洋投		熱回収を行った量	した後の残さ量	により減量した量			自己処理した後の						⑪優良認定処理業者	日り再生利用	自ら埋立処分又は海洋
	(t)	(t)	入処分した量(t)	(t	(t)	(t)	(t)	した量 (t)	洋投入処分した量(t)	処理委託量 (t)	②再生利用業者への 処理委託量(t)	③熱回収認定業者 への処理委託量(t)	<ul><li>動画収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)</li></ul>	⑤その他の中間処理 委託量(t)	⑥埋立処分委託量(t	への処理委託量(t)	を行った量(t)	投入処分を行った量(t)
法で定められている種類(シュ レッダーダストなど、一体不可分 のものについては、空欄行に記載 してください。)	当該事業場において 生じた産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自 ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分 又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱 回収を行った量	自ら中間処理を 行った後の量	④の量から⑥の 量を差し引いた 量	⑥の量のうち、自 ら利用し、又は他 人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋 立処分及び海洋投入 処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者へ の再生利用委託量(⑬、⑭ 除く)	⑩の量のうち、認定熱回 収施設設置者である処 理業者への焼却処理委 託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者 以外の熱回収を行っている処理業者へ の焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して 破砕等の中間処理した量 (⑫~④を除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立て最 終処分した量	⑩の量のうち、優良認 定処理業者への委託 処理量	②の量と®の量を合計したもの(自動計算)	③の量と③の量を合 計したもの(自動計 算)
廃油(引火性)	1.74									1.74			1.74	ı		1.74	0.00	0.00
廃酸(特管)																	0.00	0.00
廃アルカリ(特管)																	0.00	0.00
感染性廃棄物	242.99									242.99			242.99			242.99	0.00	0.00
廃PCB等																	0.00	0.00
廃石綿等																	0.00	0.00
廃油(特定有害)																	0.00	0.00
汚泥(特定有害)																	0.00	0.00
																	0.00	0.00
																	0.00	0.00
合計	244.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	244.73	0.00	0.00	244.73	0.00	0.00	244.73	0.00	0.00

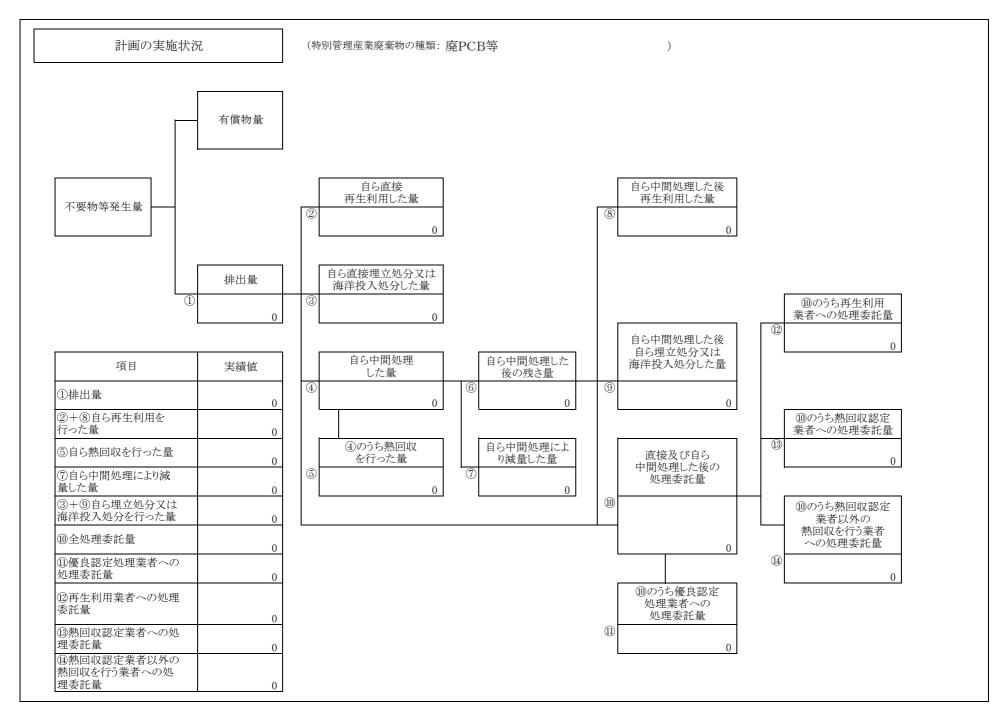
(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

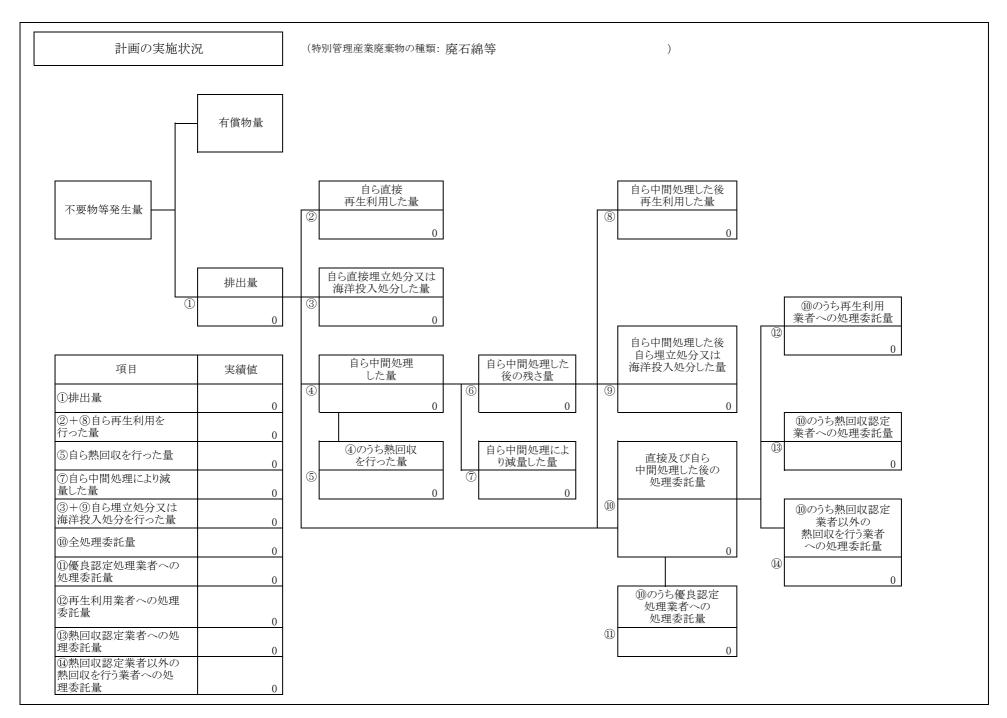


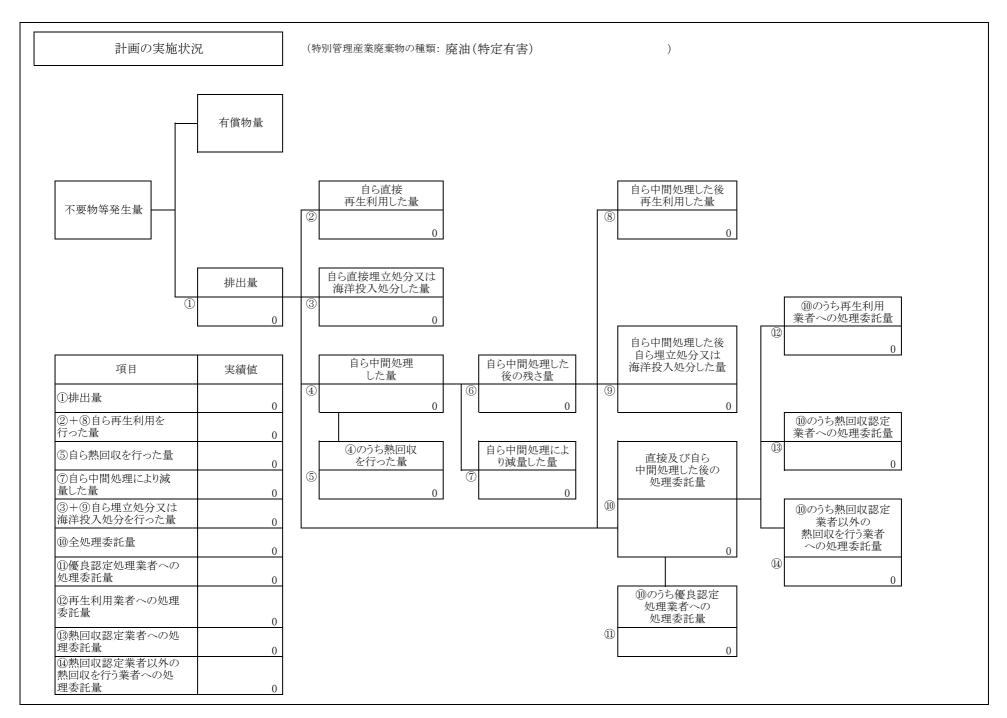


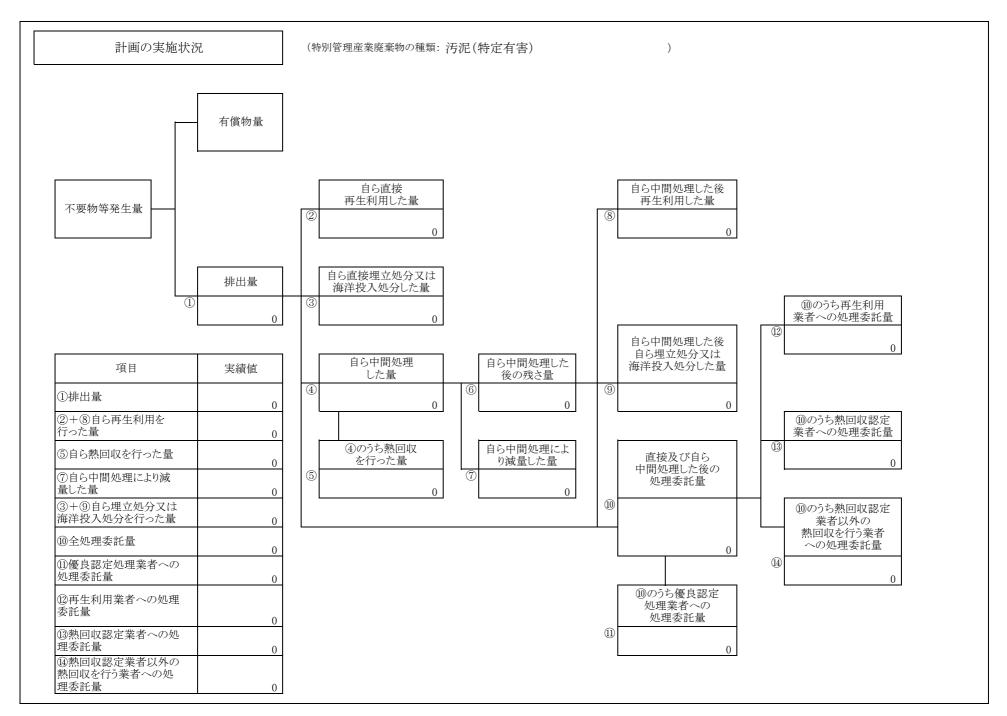












## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち, 自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄(4)の量のうち, 熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄(4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち, 自ら利用し, 又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち, 自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち,優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち, 処理業者への再生利用委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち,認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ④欄 (10)の量のうち, 認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業 廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を 除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用 に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。